去人税の額から控除される特別控除額に関す <i>る</i>	りませる。		事 業年 度	: :	法人名	
法 人 税 額 の 特 別 控 除	額及び	Ī	調整前	前 法 人	税 額 超 過 額	[の 計 算
6 期 税 額 控 除 可 能 額 1 (7の合計)		円	当 期	税 ((2)-(3))	基 準 額 × 90	Р
整 前 法 人 税 額 (別表ー「2」又は別表ーの二「2」若しくは「13」) 2 2			法 人 전 ((1		特別控除額5	
、験研究費の額に係る個別控除対象額の法人税額の 計別控除額 (別表六(十六)「14」+「28」)			調整前	前 法 人 (1) - ((5)		
当期税額控除可能額、調整前法	去 人 税 額 ;	超 ;	過構成	頂及び法。	人 税 額 の 特 別 控	除額の明細
適用を受ける各特別控除	制度		当期税額	控除可能額	調整前法人税額超過構成額	i 法人税額の特別控除額 9
一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	1	別表六(九)「	[26] 円	F.	別表六(九)「28」
コ小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控防	当期分	2	別表六(十)「	19」		別表六(十)「21」
序別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	3	別表六(十四) [9]		別表六(十四)「11」
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	4	別表六(六)作	寸表「1の③」	別表六(六)付表「2の③」	別表六(十七)「21」
	当期分	5	別表六(十七) [14]		別表六(十七)「16」
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額 の特別控除	前期繰越分計	6	別表六(六)作	寸表「1の⑧」	別表六(六)付表「2の⑧」	別表六(十八)「23」
	当期分	7	別表六(十八) 「16」		別表六(十八)「18」
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別 団控除	当期分	8	別表六(十九) 「23」		別表六(十九)「25」
^{17左} 際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額 特別控除	当期分	9	別表六(二十	·) 「23」		別表六(二十)「25」
小が正常 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得 た場合の法人税額の特別控除	当期分	10	別表六(二十	·) 「17」		別表六(二十一)「19」
ル方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税 種の特別控除	当期分	(1)	別表六(二十) 「16」		別表六(二十二)「18」
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税 額の特別控除		12	別表六(二十	三)「19」		別表六(二十三)「21」
	当期分	13	別表六(二十	三)「29」		別表六(二十三)「31」
B定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法 税額の特別控除	当期分	14)	別表六(二十	四) [8]		別表六(二十四)「10」
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	(15)	別表六(六)付	寸表「1の⑪」	別表六(六)付表「2の⑪」	別表六(二十五)「22」
	当期分	16	別表六(二十	五)「15」		別表六(二十五)「17」
3 与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控係	当期分	(17)	別表六(二十	六)「30」		別表六(二十六)「32」
R定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の 5回14500	当期分	18	別表六(二十	七)「18」		別表六(二十七)「20」
特別控除事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除		19	別表六(二十	八)「18」		別表六(二十八)「20」
	当期分	20	別表六(二十	·八) 「25」		別表六(二十八)「27」
		21)	別表六(二十	·八)「32」		別表六(二十八)「34」
特定復興産業集積区城等において機械等を取得した場合の法人税 額の特別控除	前期繰越分計	22	別表六(六)作	寸表「1の⑯」	別表六(六)付表「2の⑯」	別表六(二十九)「27」
	当期分	23	別表六(二十	九)「20」		別表六(二十九)「22」
学定復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の 5人税額の特別控除		24	別表六(三十) [11]		別表六(三十)「13」
合 計		1			(6)	(5) - (3)